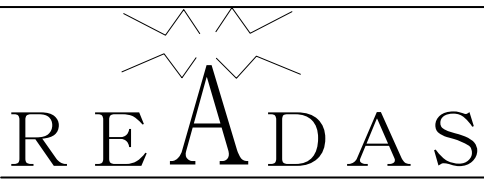


第 5193 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月26日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 財産債務明細書の見直し

Q：平成27年度の改正では、財産債務明細書が見直されるとか。どのようになるのですか？

A：財産債務調書に名前が変わり、次のようになります。

【解説】

現行の所得税法では、その年分の所得金額が2千万円を超える者に対して、その年12月31日時点において有する国外財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務明細書」の提出を義務付けていますが、平成27年度の税制改正では、これを「財産債務調書」に名称を変更し、財産要件を提出基準に加え、次のようになります。

①提出基準

その年分の所得金額が2千万円超かつ次のいずれかを満たす者

- ・年末に有する財産の価額の合計額が3億円以上
- ・年末に有する有価証券等の評価額の合計額が1億円以上

②記載項目

財産の種類、数量、価額、所在、用途、区分及び債務

※財産の評価は原則時価、見積価額でも可。
有価証券等は取得価額の記載も要。

なお、今回の改正では、財産債務調書の提出によって、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

